

射水市大門総合会館 利用のご案内

■開館時間

- ・午前9時から午後10時まで

■休館日

- ・毎月第3月曜日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)

■使用の申込み

- ・使用許可申請書に必要事項を記載の上、事務局まで提出してください。
- ・受付時間は午前9時から午後5時までです。
- ・大ホール、こぶしホールについては、使用日の属する月の前12カ月から受付します。
- ・その他の施設については、使用日の属する月の前6カ月から受付します。ただし、ホールと併用するときは全項の期間。
- ・申請にかかる使用許可の順位は申請の順序による。ただし、同時に申請された時は、申請者間の協議または抽選により順序を決定します。

■使用時間

- ・使用時間には、準備・片付け等の時間を含みます。
- ・使用時間を超えて使用するときは事前に許可を受けてください。

■利用料金の納付

- ・利用料金は、使用許可書と引換えに納付していただきます。
- ・すでに納めた利用料金は、市条例で定められている場合を除きお返しいたしません。

■使用許可の制限

- ・次の場合、施設の許可ができないことがあります。
 - ①公の秩序または善良な風俗を害するおそれのあると認めたとき。
 - ②会館の施設および附属設備をき損し、または汚損するおそれのあると認めたとき。
 - ③管理上支障があると認めたとき。
 - ④会館の条例および規則に違反したとき。
 - ⑤使用許可の条例に違反したとき。

■使用者で準備するもの

- ・接待用のお茶は、使用者の方でご用意ください。
(湯呑茶碗・きゅうす・ポットは、備えてあります。)

■原状回復

- ・使用した施設及び設備は、整理整頓の上、原状に回復し係員の点検を受けて下さい。
- ・会館の施設、設備などを損傷・汚損または滅失したときは、損害賠償をしていただきます。

■その他

- ・その他、ご不明な点がございましたら会館職員にお尋ねください。